

## 地域課題解決型再生可能エネルギー導入推進事業費補助金交付要領

### 第1 趣旨

地域課題解決型再生可能エネルギー導入推進事業費補助金の交付について、地域課題解決型再生可能エネルギー導入推進事業費補助金交付要綱（制定：令和8年静岡県告示第711号）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第2 定義

- (1) 要綱第2(3)カの森林組合等は、森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会とする。
- (2) 要綱第2(3)キの協同組合等は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号から第8号に規定する組合等、労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に規定する労働者協同組合及び消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合とする。

### 第3 補助の対象

- (1) 補助対象事業者は、民間の企業等及び非営利団体で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
  - ア 県内に工場又は事務所その他の事業場を有すること
  - イ 県税の滞納がないこと
  - ウ 役員も含め、暴力団等の反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力との関係を有しないこと
  - エ 政治活動及び宗教活動を主な目的としていないこと
  - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業を営む者でないこと
- (2) 交付の対象設備は別表に掲げるものとする。

### 第4 交付の条件

- (1) 導入候補地の存する市町から、地域と共生する再生可能エネルギー利活用設備の先進的なモデル導入事例として推薦を受けていることを要する。
- (2) 補助事業を着手した日の属する年度中（当該年度の3月31日まで）に事業を完了すること。

### 第5 交付の申請

- (1) 要綱第4(1)エのその他必要と認める書類として次の書類を提出する。
  - ア 市町からの推薦状（要領様式第1号）
  - イ 事業の概要（要領様式第2号）
  - ウ 会社及び団体の概要資料（パンフレット、活動報告、定款、規約等）
  - エ 過去3年分の決算書（自社及び親会社分を含む）
  - オ 納税証明書（県税に未納がない証明）
  - カ 事業費の積算根拠となる資料（参考見積書等）
  - キ 事業内容の説明資料（位置図、現地写真、図面、仕様書等）
- (2) 要綱第4(2)の提出期限は、5月15日とする。ただし、予算の範囲内において、追加募集を行うことがある。

## 第6 採択

交付の申請を受け、学識経験者、関係分野の専門家等により構成する審査会において、事業計画、事業効果等についてヒアリング審査を行い、採択に関する優先順位を決定する。

## 第7 実績報告

要綱第7(1)エのその他必要と認める書類として次の書類を提出する。

- ア 取得財産管理台帳（要領様式第3号）
- イ 実施状況報告書（要領様式第4号）
- ウ 許認可、権利関係書類
- エ 他の補助金の実績報告書及び確定通知書
- オ 事業費の根拠となる資料（入札書又は見積書、契約書類、請求書、領収書等）
- カ 事業の成果資料（調査報告書又は設計書・完成図面）

## 第8 状況報告

実績報告から3年間の状況報告として、報告対象年度の翌年度5月末日までに実施状況報告書（要領様式第4号）を提出する。

### 附 則

この要領は、要綱の告示の日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

### 附 則

この要領は、令和8年6月16日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

## 別表

種 別	要 件
太陽光発電	次の全ての要件を満たすものとする。 (1) 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所が定める JETPVm 認証のうちモジュール認証を受けたものであること、若しくは同等以上であること、又は国際電気標準会議の IEC PV FCS 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。 (2) 「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して、事業を実施すること。
風力発電	次の全ての要件を満たすものとする。 (1) 「事業計画策定ガイドライン（風力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。 (2) 経済産業省の発電用風力設備に関する技術基準を定める省令に準拠する風車であること。 (3) 地方公共団体の定めた条例・指示等に準じて、環境影響調査を実施すること。
バイオマス発電	次の全ての要件を満たすものとする。なお、燃料製造設備（木質チップ化設備、ペレット化設備等）及びメタン発酵等の前処理設備も交付対象とする。 (1) バイオマス依存率が 60 パーセント以上であること。〔算出式〕バイオマスの発

	<p>熱量の総和 / (バイオマス発熱量の総和 + 非バイオマス発熱量の総和) × 100</p> <p>(2)原料の調達手段の確保が見込まれること。</p> <p>(3)「事業計画策定ガイドライン (バイオマス発電施設)」(資源エネルギー庁)を参考に、適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。</p>
水力発電	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1)「事業計画策定ガイドライン (水力発電施設)」(資源エネルギー庁)を参考に、適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。</p> <p>(2)地方公共団体の定めた条例・指示等に準じて、環境影響調査を実施すること。</p>
温泉熱 (温泉付随ガスを含む) 発電	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1)温泉施設は、温泉法第 15 条による温泉の利用の許可を受けたものであること。ただし、同法第 15 条の適用を受けない施設はこの限りでない。</p> <p>(2)利用する温泉は、現に湧き出しているものであり、かつ、同法第 14 条の 2 による温泉の採取の許可を受け、又は同法第 14 条の 5 による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。</p> <p>(3)熱媒体が漏えいしないための措置がとられていること。</p>
太陽熱利用	<p>太陽集熱器は JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有すること。</p>
バイオマス熱利用	<p>次の全ての要件を満たすものとする。なお、燃料製造設備 (木質チップ化設備、ペレット化設備等) 及びメタン発酵等の前処理設備も交付対象とする。</p> <p>(1)バイオマス依存率が60パーセント以上であること。 [算出式] バイオマスの発熱量の総和 / (バイオマス発熱量の総和 + 非バイオマス発熱量の総和) × 100</p> <p>(2)原料の調達手段の確保が見込まれること。</p>
地中熱利用	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1)昼夜間又は季節間の温度変化の小さい地中に存する熱を、暖房、冷房、給湯、融雪その他の用途に利用すること。</p> <p>(2)暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有すること。</p>
温泉熱 (温泉付随ガスを含む) 利用	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1)温泉施設は、温泉法第 15 条の規定による温泉の利用の許可を受けたものであること。ただし、同法同条の適用を受けない施設はこの限りでない。</p> <p>(2)利用する温泉は、現に湧き出しているものであり、かつ、同法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。</p> <p>(3)熱媒体が漏えいしないための措置がとられていること。</p>
蓄電池	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1)補助対象事業で導入する再生可能エネルギー発電設備の附帯設備であること。</p> <p>(2)再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放</p>

	<p>電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>(3)業務用蓄電池（20 kWh 以上）の場合、火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。家庭用蓄電池（20 kWh 未満）の場合、次の a～c の全てを満たすこと。</p> <p>a 蓄電池部（初期実効容量 1.0 kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体を含むシステム全体を 1 つのパッケージとして取り扱うものであること。初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。</p> <p>b 蓄電池部安全基準は、JIS C 8715-2 又は IEC 62619 の規格を満足すること。</p> <p>c メーカー保証及びサイクル試験による性能が 10 年以上のシステムであること。</p>
<p>水素関連設備</p>	<p>次の全ての要件を満たすものとする。なお、二酸化炭素の排出削減を図ることを前提とし、設備における水素等の利用割合は問わない。</p> <p>(1)補助対象事業で導入する再生可能エネルギー発電設備の附帯設備であること。</p> <p>(2)二酸化炭素排出実質ゼロ水素等を製造・貯蔵・運搬、又は一体となって使用する設備であること。</p>
<p>エネルギーマネジメントシステム</p>	<p>次の全ての要件を満たすものとする。なお、エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア、最適化計算・制御を行うプログラム等も交付対象とする。</p> <p>(1)補助対象事業で導入する再生可能エネルギー発電設備又は再生可能エネルギー熱利用設備の附帯設備であること。</p> <p>(2)次の a 又は b のいずれかを満たすこと。</p> <p>a 熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとに、データを収集・分析・評価できる機器であること。</p> <p>b 発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な機器であること。</p>